

かがみのふるさと応援寄附金(ふるさと納税)のお知らせ

「ふるさと納税」を応援してください！

○ふるさと納税とは

ふるさと納税とは、個人住民税を納める納税者が、出身地など、愛着を感じている地方公共団体に寄附を行った場合、5,000円を超える金額について、個人住民税の所得割の1割程度を限度として、翌年度に課税される個人住民税から税額を控除する寄附金税制です。(所得税では、寄附金額を控除する制度が別に設けられています。)

鏡野町では「かがみのふるさと応援寄附金」として、篤志を募っています。

○寄附の使途

寄附をされる方に、活用先を選んでいただきます。

- ①安全・安心のまちづくり事業
- ②子育て支援・教育環境づくり
- ③高齢者福祉事業
- ④産業観光振興事業
- ⑤協働のまちづくり事業
- ⑥指定なし(町政一般に対する寄附)

○寄附の手続き(寄附の申し込み)

所定の「寄附金申込書」を提出してください。
(申込書は、財政課又は各振興センターに電話、FAXまたは電子メールで請求していただくか、町のホームページからもダウンロードできます。)

○鏡野町へ寄附していただいた方へ特典

町内外を問わず1万円以上のご寄附をいただいた方へ、鏡野町の特産品等をお贈りします。
(年度1回) また、町外の方で、広報紙等への掲載をご了解いただいた方には、ご住所お名前が掲載された広報紙をお贈りします。

○町民の皆さまへお願い

町外にお住まいのご親戚、友人、知人など、鏡野町を応援してくださる方に、この制度を紹介していただきますようお願いいたします。

◆詐欺行為にご注意ください◆

鏡野町をかたった寄附の「強要」や「詐欺」など不当な請求が予想されますので、十分ご注意ください。

「ふるさと納税」に関するお問い合わせ先

〒708-0362 岡山県苫田郡鏡野町竹田6600

鏡野町役場

《担当課》

○制度全般について 財政課

電話(0866)54-2780(財政課直通)

メール: zaisei@town.kagamino.lg.jp

○税制度や役場に直接持参の窓口 税務課

電話(0866)54-2685(税務課直通)

FAX: (0866)54-2761(財政課専用)

鏡野町のホームページもご覧ください
<http://www.town.kagamino.lg.jp/>

FAX: (0866)54-2681(役場代表)

窓口延長取扱業務についてのお知らせ

本庁町民環境課では、一部の業務について毎週月曜日(祝祭日を除く)に、午後7時まで、業務を延長して行っています。
取扱業務は左記のとおりです。

●住民票の発行

●戸籍に関する証明書の発行 (戸籍謄抄本・戸籍附票・身分証明書等)

●印鑑の登録及び印鑑登録証明書の発行

右記以外のお手続きについては、平日の午前8時30分～午後5時15分までの取扱いとなります。ご注意ください。

※転入・転出などの住所移転に関する届出や、パスポート申請・受取りなども延長業務の対象外です。

※月曜日が祝祭日の場合でも、業務延長日の変更はしていません。

※町民環境課以外の課では延長業務を実施していませんので、ご注意ください。

お問い合わせ先

町民環境課 池嶋・原

電話(0866)54-2684

